

飯塚市議会基本条例  
逐条解説

《 目 次 》

制定の趣旨・経緯	1
議会基本条例の位置づけ	2
条例及び逐条解説	
前文	3
第1章 総則	4
第2章 活動原則	5
第3章 市民と議会及び議員の関係	7
第4章 市長等及びその職員と議会及び議員の関係	8
第5章 議会運営	9
第6章 議会の機能強化	10
第7章 議員の政治倫理、政務活動費、定数及び報酬等	11
第8章 災害時の対応	12
第9章 検証と見直し	12

## 制定の趣旨・経緯

議会は、選挙で選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であるとともに、二元代表制の下、市長との抑制と均衡の関係を保ちながら、市政運営の調査・監視を行うとともに、政策立案及び提言を行うことが求められています。

飯塚市議会では、市民に信頼される議会、開かれた議会を目指し、これまで一般質問・質疑における一問一答方式の導入、議会映像のインターネット配信、タブレット端末を活用したペーパーレス化、政務活動費審査会の設置、議員定数の適正化等を行い、議会の活性化に努めてきました。

また、地方分権の推進により、中央集権型の行政システムから地方分権型の行政システムへと転換が図られ、自己決定・自己責任に基づくまちづくりが進められていく中、議会の役割と責任は、ますます重大になってきています。

このような状況の中、飯塚市議会は、議員自らが議員としての自覚と見識を持って、主権を有する市民の負託に的確に応える決意を明らかにするとともに、議会の基本的な規範を制定することを目的として、このたび議会基本条例を制定しました。

今後、この条例に沿った活動を行っていくことにより、議会の活性化を図り、市政の進展と、市民の福祉向上に寄与してまいります。

議会基本条例の位置付け

日本国憲法（第8章 地方自治）

地方自治法（第6章 議会）

飯塚市議会基本条例

前文

第1章 総則

目的（第1条）、最高規範性（第2条）、定義（第3条）  
議会及び議員の責務（第4条）

第2章 活動原則

議会の活動原則（第5条）、議員の活動原則（第6条）  
会派（第7条）

第3章 市民と議会及び議員の関係

市民参加及び市民との連携（第8条）  
広報広聴機能の充実（第9条）

第4章 市長等及びその職員と議会及び議員  
の関係

緊張感の保持等（第10条）、市長等による政策等の形成  
過程の説明及び資料提出の要求（第11条）

第5章 議会運営

議員間討議等（第12条）  
委員会の適切な運営（第13条）

第6章 議会の機能強化

議員研修の充実（第14条）、議会事務局の充実（第15条）  
議会図書室の充実（第16条）

第7章 議員の政治倫理、政務活動費、定数  
及び報酬等

議員の政治倫理（第17条）、政務活動費（第18条）  
議員定数及び議員報酬等（第19条）

第8章 災害時の対応

危機管理（第20条）

第9章 検証と見直し

条例の検証（第21条）

図書室規程・・・議員の調査研究に資するため、図書室を設置することを規定

事務局設置条例・・・地方自治法の規定に基づき市議会に事務局を置くことを規定

政務活動費の交付に関する条例・・・政務活動費の交付手続き等を規定

政治倫理条例・・・政治倫理に関する必要事項を規定

議員報酬、費用弁償等に関する条例・・・議員の報酬等に関することを規定

傍聴規則・・・会議の傍聴に関する必要事項を規定

委員会条例・・・委員会の設置、運営方法を規定

会議規則・・・議会の開催、議事手続き等を規定

定例会条例・・・定例会の回数を規定

議員の定数を定める条例・・・議員定数を規定

【関係条例等】

議会運営等に関する申し合わせ、諸規程、要綱等

## 飯塚市議会基本条例

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 活動原則（第5条—第7条）

第3章 市民と議会及び議員の関係（第8条・第9条）

第4章 市長等及びその職員と議会及び議員の関係（第10条・第11条）

第5章 議会運営（第12条・第13条）

第6章 議会の機能強化（第14条—第16条）

第7章 議員の政治倫理、政務活動費、定数及び報酬等（第17条—第19条）

第8章 災害時の対応（第20条）

第9章 検証と見直し（第21条）

#### 附則

飯塚市議会は、選挙で選ばれた議員で構成する市の最高の意思決定機関であり、議会及び議員の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の向上はもとより、常に地方自治の本旨の実現を使命として活動します。

議会は、二元代表制の下、市長との緊張ある関係を保ちながら市政運営について調査及び監視を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うことが求められており、これまで様々な改革と努力を重ねて活性化を図るよう努めてきたところです。

また、地方分権の推進により、地方自治体の自主的な決定と責任が大幅に拡大し、市民の意思を代弁する責務を負った議会の役割は、ますます重要なものとなりました。

そうした時代の要請の中で、議会は、市民の負託に応え、課せられた役割を果たすため、議会の更なる活性化及び市政への市民の意思の的確な反映を図り、市民に開かれた、市民に信頼される議会を目指すことを決意し、議会の最高規範としてこの条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務及び活動原則、議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図るとともに、市民に開かれた、市民に信頼される議会をつくることを目的とする。

『解説』

議会に関する基本的事項を定め、市民に開かれた、信頼される議会をつくることをこの条例の目的としています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等（以下「議会関係条例等」という。）を解釈し、又は制定し、若しくは改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

『解説』

この条例を議会における最も基本的な取り決めと位置付け、議会に関する条例等を制定、改正する場合等に当たっては、この条例の趣旨を尊重した運用を行っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会議 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (2) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号）第124条に規定する請願をいう。

『解説』

この条例で使用する用語の定義をここで定めています。

(議会及び議員の責務)

第4条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づく議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

『解説』

条例の理念、原則に基づき、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

## 第2章 活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する議決機関であることを深く認識し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営の監視を行う。

- 2 議会は、市民の多様な意見を市政に反映させるため、政策立案及び政策提言に努め、まちづくりに取り組む。
- 3 議会は、市民に開かれた議会を目指して、情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい議会運営を行う。
- 4 議会は、市民の関心を高めるような議会運営に努める。
- 5 議会は、この条例に定めるもののほか、議会運営の方法について、会議規則等で定める。

『解説』

- 1 議会は、市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています。
- 2 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策立案に取り組むことを定めています。
- 3 議会の情報公開と市民に分かりやすい議会運営を行うことを定めています。
- 4 市民の傍聴意欲を高めるような議会運営に努めることを定めています。
- 5 議会運営の詳細は、飯塚市議会会議規則等に規定していることを定めています。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、積極的な議論に努める。

- 2 議員は、市民の代表として、市政全般の課題並びに市民の多様な意見及び意思の把握に努めるとともに、公正かつ誠実な活動を行う。
- 3 議員は、日常の調査、研修等を通じ、議員としての情報収集及び情報発信並びに政策立案能力を高める不断の研さんに努める。
- 4 議員は、市民の意思を把握し、市長等が行う政策及び事業に対して、適切な判断、助言及び政策提言に努める。

『解説』

- 1 議会に求められる議事機関としての責務を果たすために、議会に求められる議事機関としての責務を果たすために、積極的な議論を行うことを定めています。
- 2 議員は、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、調査活動や先進自治体への視察や研修等を通じて、自ら資質の向上に努めることを定めています。
- 4 多様な市民の意思を反映し、政策水準を高めるために、市政に対する適切な判断や助言等に努めることを定めています。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

『解説』

- 1 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。
- 2 会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成し、活動することを定めています。



### 第3章 市民と議会及び議員の関係

(市民参加及び市民との連携)

第8条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすよう努める。

- 2 この議会の会議は、原則として公開する。
- 3 議会は、会議における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の議論に反映させるよう努める。

#### 『解説』

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 市民に開かれた議会を体現するため、秘密会を除き、会議を公開することを定めています。
- 3 法律の制度を活用し、市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。

(広報広聴機能の充実)

第9条 議会及び議員は、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、多様な媒体を用いて、議会に対する市民の意思の把握及び市民への情報提供に努めなければならない。

#### 『解説』

市議会だよりやホームページ等の媒体を活用することにより、議会に対する市民の意思を把握するとともに、議会に関する情報提供を行うことで、議会への関心を高めることを定めています。

## 第4章 市長等及びその職員と議会及び議員の関係

(緊張感の保持等)

第10条 議員並びに市長等及びその職員は、議会審議において、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議員は、会議において、誰にも分かりやすいように論点を整理し、合理的かつ明確に質問及び質疑を行うものとし、本会議における委員会に付託される議案の質疑に際しては、同一議員につき、同一議題について、3回を超えることができない。
- 3 市長等は、会議において、議員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

### 『解説』

- 1 議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について、定めています。
- 2 議員は論点、争点を明確にして質問及び質疑を行うとともに、委員会中心主義をとっている本市議会において、委員会付託事件については、本会議では重要点、または概要の質疑を行うことを定めています。
- 3 議員の質問等に対して論点、争点を明確にするため、議長又は委員長長の許可により市長等執行機関は、反問ができることを定めています。

(市長等による政策等の形成過程の説明及び資料提出の要求)

第11条 議会は、市長等が提案する政策等に対し、必要に応じて、その形成過程の説明及び審査に必要な資料の提出を求めることができる。

### 『解説』

市長が、議案等を議会に提出するに当たり、市民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明を求めるとともに、審査に必要な資料の提出を市長等執行機関に要求できることを定めています。

## 第5章 議会運営

(議員間討議等)

- 第12条 議会は、会議に提出された議案等について、十分な議論を尽くすよう努める。
- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下この章において「委員会」という。）において議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて、委員相互間の自由討議を行う機会を設けることができる。

『解説』

- 1 議会は議論の場であることであることを認識し、議論を尽くすことを定めています。
- 2 議会は、市民に対し結果の説明責任を果たすことを目的として、委員会の審査において議員間で自由に討議できる機会を設けることができることを定めています。

(委員会の適切な運営)

- 第13条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性及び特性をいかし適切な運営に努めなければならない。
- 2 議会は、委員会において、請願に係る紹介議員の意見を聴くよう努める。

『解説』

- 1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性をいかして、適切に対応することを定めています。
- 2 請願を市民の政策提案と位置付け、紹介議員の意見を聴取する機会を設けることを定めています。

## 第6章 議会の機能強化

(議員研修の充実)

第14条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実に努める。

『解説』

議員の資質、政策形成・政策立案能力の向上を図るため議員研修の充実に努めることを定めています。

(議会事務局の充実)

第15条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実に努める。

『解説』

議会、議員の政策形成・政策立案能力の向上を図るため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を図る。

2 議会図書室は、誰もがこれを利用できる。

『解説』

議会図書室の充実を図り、市民を始めとした一般の方が議員及び議長の許可を得て活用できることを定めています。

## 第7章 議員の政治倫理、政務活動費、定数及び報酬等

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民の代表として倫理性を常に自覚するとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

『解説』

議員の政治倫理は、飯塚市政治倫理条例（平成19年飯塚市条例第45号）で定め、条例を規範として遵守することを定めています。

(政務活動費)

第18条 会派及び議員は、政策立案、政策提言等に資するため、政務活動費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行うものとし、その使途及び結果について、透明性を確保するため公開しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

『解説』

政務活動費は、飯塚市政務活動費の交付に関する条例（平成25年飯塚市条例第29号）で定め、施策立案能力を高めるなど、有効に活用すること及び使途の透明性を確保することを定めています。

(議員定数及び議員報酬等)

第19条 議員定数及び議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関しては、別に条例で定める。

『解説』

議員定数は、飯塚市議会の議員の定数を定める条例（平成20年飯塚市条例第39号）で、議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当は、飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年飯塚市条例第38号）で定めることとしています。

## 第8章 災害時の対応

(危機管理)

第20条 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、飯塚市災害対策本部が行う災害対応に最大限協力し、その対応に当たるものとする。

2 対応等については、別に定めるところによる。

### 『解説』

災害時の対応等は別に飯塚市議会大規模災害対応指針で定め、議会として危機管理に当たることを定めています。

## 第9章 検証と見直し

(条例の検証)

第21条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会関係条例等の見直しが必要と認められる場合は、適切な措置を講ずる。

### 『解説』

条例の検証と対応を定めています。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。